

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和3年9月1日 13:30 閉会 令和3年9月1日 15:50
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和3年第6回埴町議会定例会の運営について 第2 全員協議会の開催について
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長が開会 鈴木茂委員長があいさつ 委員長が進行</p> <p>第1 令和3年第6回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について (総務課長が資料に基づき議案の説明)</p> <p>委員長：提出議案について、質疑はあるか。 副委員長：条例改正について、各省庁等からの通知はくるのか。 総務課長：情動的なものは流れてくる。それにより改正するものである。 議案番号47・48は通達での改正、49は過疎法改正による、50・51は国の改正に伴うもの、52は県の改正に準じて改正、53は国の法改正による。 副委員長：地方公共団体情報システム機構だが、前からあったのか。 総務課長：前からあった機構がマイナンバーカードを発行するものである。再発行について、機構が金額を定める。今までは各町村で金額がバラバラであった。 議長：その他になるが、今回の町内コロナ感染者だが、町民が知りたいのは経緯である。経緯くらいは情報流してもいいのではないか。 総務課長：今回の方は医療機関から直接連絡があった内容であり、詳細・経過が不明である。 七宮委員：ワクチン接種は受けていたのか。 総務課長：個人特定できていないので不明である。 七宮委員：8/27全協で説明のあった庁舎レイアウト案A・B・Cだが、それを早く決めるということなのか、それとも固定型・多目的型も含めて決めるということか。期限の確認をする。 総務課長：早く決めてほしいのは、ABCレイアウト・配置・使い方である。柱の位置が決まらないと積算ができない。床の上がり下がりは多少遅れても対応できると思われる。 下重委員：IP放送で原発視察座談会の周知があったが、申込みはあったか。 総務課長：ない。町への連絡はゼロ。直接申込みしている場合は不明である。</p>

委員長：そのほか質疑がないので、総務課長説明は終わる。

(総務課長退室)

(2)議員発議意見書の取扱いについて

委員長：事務局長へ説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明)

委員長：提出することでよいか。

副委員長：埴町で提出するに当たり、内容の確認が必要である。

事務局長：町民課に確認している。当町で実施している額等は確認しておく。

議長：固定資産税、県が算出した税率で算定されると逆効果のことがある。

民間の価値観でみてほしい。県議長会からの依頼であり反対はできないと思う。

副議長：炭素税を入れるとガソリンの7つ目の税金がかかることになる。地方は車社会である。地域住民にとって重い負担になる。炭素税創設には反対してほしい。

「5」の部分は断固反対で、埴町独自のものを出していただきたい。

七宮委員：賛成。

議長：現実的なものを見るべき。

副委員長：炭素税、二酸化炭素の排出量？内容が不明である。

副議長：炭素を排出する全てのものに対して賦課するらしい。国の思いつきの発想であり、現実に即していない。地方が声を上げるべき。

議長：提出しなくてもそれがかまわないのか。

事務局長：提出しなくてもかまわない。

委員長：全協に諮るか。

議長：それなら間違いない。

事務局長：原案で県議長会から依頼がきているので、文案を変える必要があるか。県議長会に確認する。

議長：県議長会で決めたことでも、全てが賛成するわけではない。

副議長：原発事故のとき、県からきた意見書の内容を修正した経緯がある。埴町独自の内容で意見書を提出した。「5」の内容のみの修正ならば許可されるのではないか。

委員長：県議長会に確認してほしい。

事務局長：全協に出す段階で案を出す必要がある。

委員長：「5」を削除するか。

事務局長：反対ということであれば、この場で案を出していただきたい。

委員長：「5」を削除する。削除することができるか確認をお願いします。

(青砥委員と副議長で炭素税についてやりとりあり)

(3)一般質問について

委員長：事務局長に説明を求める。

(事務局長が通告一覧を読み上げる)

委員長：意見を伺いたい。

議長：青砥議員の内容だが、簡単にやるべきだと思うが。

副委員長：国の施策なので、町に答弁を求めるのは合わないのでは。

一般質問の定義というかあり方に沿い難い。事務局で許可するのか検討を。

青砥：（これまでの生活保護の外国人への支給について説明）

委員長：生活保護は国の法律なので、町長の考えを問うのはどうなのか。

町議会の一般質問として取り上げるのは難しいのでは疑問。

議長：委員長のとおりでである。

七宮議員：青砥議員の気持ちは分かるが、一般質問としてはどうか。

副議長：以前、国会で討論すべき内容を町議会の一般質問で行った議員がいて許可した経緯がある。問題提起という意味で簡単に行ってはどうか。

青砥委員：しつこく言うつもりはない。

議長：理由を述べて、最後に埴町に対象者はいるかを聞いたらどうか。

青砥委員：簡単にでもやらしていただきたい。

副議長：（１）（２）だけにしていれば。

青砥委員：そのようにする。

下重委員：文面もう少し端的にした方がよい。

青砥委員：流れがあるのでこのような文である。

委員長：（３）（４）は削除する。最初の説明を端的に（別紙のとおり）

副委員長：外国人の記載箇所だが、「一部の特定の外国人」としては。

委員長：事務局と相談してほしい。

（その他、複数のやりとりあり）

事務局長：事務局と青砥議員で協議することでよいか。（よいとの声あり）

七宮委員：埴町議会として、一般質問の規定はあるのか。

事務局長：基準としてはある。町に関係するものとしている。

（青砥議員の質問、カメムシの件で複数のやりとりあり）

委員長：休憩する（15：00）。再開は15：10とする。

委員長：再開する。一般質問についてあるか。

事務局長：青砥委員から訂正ある。

青砥委員：（読み上げて修正後の質問内容を説明・別紙のとおり）

七宮委員：私の質問、書庫→キャビネットに変更。

（４）請願・陳情等について

委員長：事務局長に説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明）

（５）諸般の報告について

委員長：事務局長に説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明）

（６）会期・日程（案）及び会期中の委員会について

委員長：事務局長に説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明）

委員長：質疑あるか。

副委員長：一般質問は、9/13は午前3人・午後2人か。9/14は午前2人で終了か。

委員長：9/14は9時開始なのか。

事務局長：一般質問は9時と定めているが、過去に変更した経緯はある。

副委員長：変更せずにこのままで。

(7)その他

委員長：事務局長に説明を求める。

(予算決算委員会について説明)

(その他、事務局長が資料に基づき説明)

七宮委員：一般質問は、アクリル板はあってもマスク着用か。

委員長：必/要だと思うがどうか。

副委員長：必要と思われる。

事務局長：傍聴は自粛しなくてもよろしいか。

委員長：感染対策をすればよしとしたいが。

下重委員：検温・消毒等徹底すればよい。

委員長：認めることとする。自粛(依頼)すると議会が密室化してしまう。

第2 全員協議会の開催について

委員長：事務局長に説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明)

七宮委員：視察では固定型・多目的型の内容を見てくる。

委員長：議場レイアウト・配置、定例会終了までには決定した方がよいか。

議長：9/3の全協で話してはどうか。

副委員長：そもそも3つの案から選べというのが疑問。

委員長：議員に決めてもらえれば、町側にもメリットある。定例会最終日にレイアウト決めるのはどうか。

議長：桑折町では、議会が庁舎検討委員会をつくった。

副議長：今回は検討委員会設立等の時間的余裕なかった。われわれとしては、提案の中から選ぶべきだと思う。そもそも議場は避難所ではない本来であれば、固定式で作って、結果として避難所になるのはよいが、最初から避難所としての利用も検討というのは議場としての意味を逸脱する。原点に立ち返り、議場とは何なのかを考えないと道を誤る。

委員長：9月中に決めるというのはあまりにも性急すぎる。個人的には、議場の避難所・多目的化は賛成しない。

青砥委員：9/14・一般質問2人なので、その後に協議できないか。

事務局長：9/3の全協で話し、日程はこのままとする。

委員長：その他あるか。

下重委員：原発の視察だが、町長も視察してはどうか。棚倉町議会の視察では、町長も一緒に視察している。

議長：議会からは言わなくてもいいと思うが。

委員長：町長から要望あった場合は許可することとしては、他なければ終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日 議会運営委員長